

意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領

制 定 平成 31 年 4 月 22 日林第 98 号

一部改正 令和 2 年 3 月 11 日林第 1156 号

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日林第 157 号

島根県（以下、「県」という。）が、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第三十六条の規定に基づいて行う経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募、及び同法第三十六条第 2 項で定める要件に適合する民間事業者（以下、「意欲と能力のある林業経営者」という。）の公表の方法等について、必要な事項を定める。

第 1 公募の対象とする民間事業者

公募に参加できる民間事業者及び選定・公表されるために必要な要件についての基準を次のとおり定める。

1 公募に参加できる民間事業者

島根林業魅力向上プログラム（平成 30 年 3 月 7 日付け林第 1094 号）に基づき、県が登録した林業事業体とする。但し、応募と同プログラム登録申請を同時に行うことは可能とする。

2 選定・公表されるために必要な基準

効率的かつ安定的な林業経営を行う能力、及び経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎の両方を有すると認められることが必要であり、別表に定める「森林経営管理法第三十六条第 2 項に基づく公募民間事業者の適合判断基準」を満たす林業事業体であること。

第 2 経営管理権の設定を受けることを希望する森林の区域の単位等

公募する森林の区域及び単位について、次のとおり定める。

1 対象とする森林の区域及び単位

対象とする森林の区域は島根県全域とし、公募の単位は市町村単位とする。

2 1 事業者が応募できる森林の区域

複数の市町村を同時に応募することができる。

但し、島根林業魅力向上プログラムで登録している事業範囲内とする。

第 3 公募の実施

公募の方法等について、次のとおり定める。

1 公募の期間

公募の期間は、次のとおり年4回とする。

- ① 4月1日～ 6月30日（3ヶ月）
- ② 7月1日～ 9月30日（3ヶ月）
- ③ 10月1日～ 12月31日（3ヶ月）
- ④ 1月1日～ 3月31日（3ヶ月）

2 公募の方法

公募の方法は、島根県ホームページによるほか、市町村、林業関係団体、島根林業魅力向上プログラム登録事業者等に通知し、周知を図る。

第4 応募の方法

公募に参加する民間事業者の応募方法を次のとおり定める。

1 応募に必要な提出書類

- ①応募申請書 (様式第1号)
- ②島根林業魅力向上プログラム参画申請書 (別途指定様式)
- ③林業事業者の経営状況 (様式第2号)
- ④事業実績（原木生産・造林保育）と目標 (様式第3号)
- ⑤誓約書（主伐と再造林の連携） (様式第4号)
- ⑥誓約書（コンプライアンスの確保） (様式第5号)
- ⑦誓約書（経営の改善を図る措置） (様式第6号)
- ⑧誓約書（森林経営管理の経理と他事業の経理分離） (様式第7号)
- ⑨その他の添付書類
 - (1)登記事項証明書
 - (2)納税証明書
 - (3)共同販売・協同出荷に関する協定書の写し
 - (4)就業規則の写し
 - (5)社会・労働保険への加入が確認できる書類
 - (6)決算書の写し（直近3年分）
- ⑩提出書類チェックシート (様式第8号)

*①から⑨のうち、県の林業関係諸手続において、関連事項が記載された書類を提出済みの場合、指定様式への記載や書類提出を省略できるので、⑩のチェックシートにより確認すること

2 応募申請書類の提出先

島根県東部農林水産振興センター（林業部）
（松江市東津田町 1741-1 島根県松江合同庁舎内）

島根県東部農林水産振興センター雲南事務所（林業部）
（雲南市木次町里方 531-1 島根県雲南合同庁舎内）
島根県東部農林水産振興センター出雲事務所（林業部）
（出雲市大津町 1139 島根県出雲合同庁舎内）
島根県西部農林水産振興センター（林業部）
（浜田市片庭町 254 島根県浜田合同庁舎内）
島根県西部農林水産振興センター県央事務所（林業部）
（邑智郡川本町大字川本 265-3 島根県川本合同庁舎内）
島根県西部農林水産振興センター益田事務所（林業部）
（益田市昭和町 13-1 島根県益田合同庁舎内）
島根県隠岐支庁（農林水産局）
（隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 島根県隠岐合同庁舎内）
（以下、「所長等」という。）

第5 市町村からの推薦

市町村は、第4の規定により応募した民間事業者のうち、意欲と能力のある林業経営者にふさわしい者を県に推薦することができる（様式第9号）。

第6 意欲と能力のある林業経営者の適合審査及び登録

所長等及び島根県農林水産部林業課（以下、「県庁」という。）が、応募申請書類を受理し、適合審査を行うまでの手順について次のとおり定める。

1 応募申請書類の受理及び適合審査

所長等は、応募申請書類を受理し、必要書類及び記載事項確認するとともに、申請者からの聞き取り等により、チェックシート（様式第10号）を作成し、申請書に添えて県庁に進達する（様式第11号）。

県庁は、第1の2で定める基準により応募申請書類を審査し、意欲と能力のある林業経営者の要件に適合すると認められる民間事業者を登録する（様式第12号）。

なお、審査に際し、第5による市町村からの推薦があった場合は必要な調整を行う。

2 登録の有効期間

意欲と能力のある林業経営者登録の有効期間は、島根林業魅力向上プログラムの登録期間と同期間とし、更新することができる（様式第13号）。

3 意欲と能力のある林業経営者公表予定者の市町村への情報提示

県庁は、意欲と能力のある林業経営者の要件に適合した民間事業者について、

公表前に該当の市町村へ情報提供を行う。

第7 意欲と能力のある林業経営者の公表

県庁は、意欲と能力のある林業経営者に登録した民間事業者を次のとおり公表する。

1 公表の時期

意欲と能力のある林業経営者の公表は次に時期に行う。

- ① 4月～ 6月公募申請分・・・ 7月公表
- ② 7月～ 9月公募申請分・・・ 10月公表
- ③ 10月～ 12月公募申請分・・・ 1月公表
- ④ 1月～ 3月公募申請分・・・ 4月公表

但し、平成31年度はこの限りでない。

2 公表する内容

以下の内容を取りまとめ公表する（様式第14号）。

- ①登録番号
- ②登録の有効期間
- ③商号又は名称
- ④代表者職氏名
- ⑤主たる事務所の所在地
- ⑥経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- ⑦備考

＊林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定を受けた民間事業者（認定事業体）はその旨を記入

3 公表の方法

島根県ホームページに掲載するとともに、公募に参加した民間事業者、関係する市町村及び林業関係団体等に通知する。

第8 変更の届出

意欲と能力のある林業経営者の登録内容に変更が生じた場合は、必要な手続きを行う。

1 変更の届出

意欲と能力のある林業経営者は、公表内容に変更があったときは、変更届（様式第15号）を所長等に提出し、所長等は県庁に進達する。

2 公表した内容の変更

県庁は、意欲と能力のある林業経営者から提出された変更届を受理後、内容を審査した上で、公表内容を変更するとともに、関係する市町村及び林業関係団体等に通知する。

第9 登録の取り消し・登録の効力停止

県は、登録した意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または効力を停止するものとする。

1 登録を取り消す必要のある事項

- ①第1で定める基準に適合しなくなった場合
(但し、適合しない内容が軽微な場合は、登録の取り消しは行わず、効力停止とする場合がある。)
- ②登録事業体が消滅、解散した場合
- ③登録事業体からの申し出があった場合
- ④登録の申請又は変更の届出等の内容に虚偽が確認された場合
- ⑤その他知事が定める場合

2 登録取り消しの通知

県庁は、前項の規定により登録を取り消した時は、取り消し理由を添えて公表内容を変更するとともに、登録を取り消した民間事業者、関係する市町村及び林業関係団体等に通知する。

3 登録の効力停止

第1で定める基準に適合しなくなった場合であっても、その期間が短期間(国、県又は市町村から、入札参加資格の指名停止を受ける期間が半年以内)など、軽微な内容と判断される場合は効力停止とする。

4 登録の効力停止の通知

県庁は、前項の規定により効力を停止したときは、理由及び効力停止の期間を当該民間事業者、関係する市町村及び林業関係団体等に通知する。

第10 実施状況の報告

登録した意欲と能力のある林業経営者は、毎年度の取組状況を報告する(様式第16号)。

附 則

この要領は、平成31年4月22日から適用する。

この要領は、令和2年3月11日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(別表)

森林経営管理法第三十六条第2項に基づく公募民間事業者の適合判断基準

①経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認める基準

項 目	基 準
1. 生産量の増加又は生産性の向上	○生産量又は生産性向上の目標があること ・原木生産目標が前年度以上であること (但し年生産量が5,000 m ³ 未満の事業者の場合は、前年比1割増が目安) ・生産性の向上の目標があること
2. 生産管理又は流通合理化	○作業日報の作成・分析等による進捗管理・生産工程の見直し、作業システムの改善等の取り組みや計画があること ○製材所や合板工場等との直接取引や、共同出荷等の安定供給・流通合理化等に関する取り組みや計画があること
3. 造林・保育省力化・低コスト化	○伐採・造林の一貫作業システム、コンテナ苗使用、低密度植栽等低コスト化の取組があること
4. 主伐後の再造林の確保	○主伐・主伐後の再造林を一体的に実施できる体制があること (双方の実施・又は連携協定等で一体的に実施できる体制)
5. 生産や造林保育の実施体制の確保	○素材生産又は造林・保育の3年以上の事業実績、又は所属する現場作業者の作業経験が3年以上あること
6. 伐採・造林に関する行動規範	○伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けた遵守すべき行動規範等を有すること
7. 雇用管理改善・労働安全対策	○認定事業者(労働法)と同等の労働環境改善、雇用管理改善の取組を行っていること ○労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施していること ○労災保険に加入していること
8. コンプライアンスの確保	○業務に関連して法令に違反し、役員等の逮捕や逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年以上を経過していること ○業務に関連して万が一法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であっても、再発防止策が確実に実行されること ○国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けた者でないこと ○森林経営が適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為を行うおそれがないこと
9. 常勤役員の設置	○法人においては常勤役員の設置

②経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認める基準

項 目	基 準
1. 経理状況が良好であること	○債務超過でないこと ○経常利益が直近3年マイナスでないこと *中小企業診断士による経営指導を受けるなど、改善が行われる場合は可 ○適切に納税が行われていること
2. 経営管理実施権の設定を受ける事業の経理を他と分離できること	○日常の経理が適切に行われていること ○経理の分離が確実に実行されること